平成２２年（フ）第１８６号
神戸市東灘区深江北町５丁目７番７―101号
破産者　野宮　美好
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８９号
神戸市灘区桜ケ丘町11番１―903号
破産者　マリーゴールドこと　辻　　郁子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６８号
奈良県大和郡山市小泉町1885番地83、申立時の住所奈良県生駒郡斑鳩町興留８丁目６番15号
破産者　松谷　陽史
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７８１号
奈良県葛城市兵家1438番地８、申立時の住所奈良市神功４丁目13番地の４
破産者　北村　喜清
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３９２号
広島市中区大手町５丁目21番１―606号
破産者　濱田　　環
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７号
秋田県大館市岩瀬字羽立77番地、前住所秋田県大館市岩瀬字羽貫谷地中島21番地10
破産者　小林　幸宏
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第７号
秋田県鹿角市尾去沢字中綱出口32番地
破産者　川上喜太郎
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１８号
秋田県北秋田市米内沢字寺の下８の21、住民票上の住所秋田県北秋田市米内沢字寺ノ下７番地６
破産者　十一堂書店こと　北林　　博
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１７４号
千葉県山武市埴谷1921番地10
破産者　伊井　貞二
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３５８号
金沢市上辰巳町10の26番地５
破産者　山岸建具製作所こと　山岸　健次
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７７号
京都府城陽市寺田今堀150番地の22
破産者　戸﨑　武彦
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８５４号
愛媛県松山市味酒町２丁目９―２　シャンピア味酒401号、住民票上の住所愛媛県松山市東野５丁目甲917番地２
破産者　三好　親雄
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７５３号
愛媛県松山市西野町甲316番地
破産者　熱田　　豊
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２１４号
鹿児島県鹿児島市皆与志町1835番地３
破産者　徳重　光男
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１００号
宮崎県都城市早鈴町12街区24号
破産者　今村　豊一
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２６８号
和歌山県紀の川市貴志川町国主267番地３
破産者　土谷　伸二
1　破産債権の届出期間　平成22年10月13日まで
2　一般調査期日　平成22年11月８日午前11時50分
平成22年９月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６０１号
札幌市西区琴似３条１丁目１番13―1505号
破産者　株式会社シーネット
1　破産債権の届出期間　平成22年10月15日まで
2　一般調査期日　平成22年12月７日午後２時30分
平成22年９月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１４号
和歌山県橋本市高野口町伏原385番地
破産者　嶋村　文子
1　破産債権の届出期間　平成22年10月15日まで
2　一般調査期日　平成22年11月８日午後２時５分
平成22年９月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９号
大分県日田市中本町５番14号
破産者　五島　文雄
1　破産債権の届出期間　平成22年10月15日まで
2　一般調査期日　平成22年12月６日午前11時
平成22年９月13日　大分地方裁判所日田支部